

視 察 報 告 概 要

1 視 察 日 時 平成28年8月2日（火）
午後3時0分 から 午後4時0分 まで

2 視察先及び視察事項

- ・ 視 察 先 三重県津市
- ・ 視察事項 新最終処分場の整備事業について
(事業の経緯、目的、概要、予算、今後の課題、実績と効果、
運用内容等、現在と今後の取り組み事項)

3 視察の目的

所沢市では、現在循環型社会の形成を目指して、廃棄物の発生を抑制し、減量および資源化を進めるとともに、発生から最終処分に至るまでの廃棄物の適正な処理を進めている。また平成17年3月末で北野一般廃棄物最終処分場の埋め立てが終了したことにより、一般廃棄物の自区内処理の原則を踏まえ、市内における新たな最終処分場の確保に向けた検討を進めているところである。

津市では、平成28年4月1日から最新型のクローズド型一般廃棄物最終処分場を供用されていることから、委員会としての今後の審査等の参考とするため、視察を行った。

4 視察の概要

担当者から概要説明があった。

この最終処分場は津市リサイクルセンターで選別処理された不燃物を埋め立てる施設として平成25年6月から建設を開始し、平成28年4月1日から供用開始されたとのこと。長さ130メートル、幅45メートル、深さ15メートルの埋め立て槽2槽で約18万立米を計画している。

特徴としてはクローズド型で雨水の侵入やごみの飛散を防ぎ、前処理施設で、ごみの早期安定化を図れ、その洗浄や埋め立て槽で使用した水は場外へ一切放流しない施設であるとのこと。

さらに施設の照明はLEDを使用し、クローズド型の屋根に太陽光パネルを設置し、省エネ化を図っている。

運転管理についても情報公開等により、より安心、安全で透明性の高い運営を目指しているとのことであった。

以上の説明の後、質疑応答、前処理施設、埋め立て槽を視察した後、松本委員長の御礼の挨拶を行い、最終処分場現地の視察を終了した。

5 質疑応答

質疑： 全体で事業費が93億円とのことで、2期ということだが、具体的にどのように想定しているのか。

応答： 半分の9万平米の1期分を共有開始している。今後、残りの半分を予定しています。

質疑： 国内初の前処理とのことだが、受入物がガラのようなものに取って水処理する必要はあるのか。

応答： 早期安定化するためです。ガラにもいろいろな物質が含まれていますので、それを処分場に埋め立てて散水して洗い流すよりも、前処理で洗った方が効率的であるためです。

質疑： 前処理をしない方がお金はかからないと思う。今後見直すことは考えているのか。

応答： 前処理しないで、その後、処分場で散水していくよりも、最初に洗うことによって早期に安定化していくという考え方をしています。そのため、その後の維持管理で違いが出てくると考えます。

質疑： ガラに含まれている有機物はわずかだと思う。安定化の考え方について伺いたい。

応答： まとめて前処理した方が効率的と考えます。

それによって廃止までの期間が短縮できると考えています。水がきれいであればガスが発生しないという排出基準があります。埋め立て終了後にすぐに廃止できますので、早期安定化をした方が良いという考えです。

質疑： 水処理をした後に出てくる塩の取り扱いについて伺いたい。

合併特例債の事業費を使っていると思うが、その辺があったから決断できたということか。

応答： 特例債の関係はあったと思います。塩については、リサイクル先が見つからないので、今後検討していきます。

質疑： 廃油は資源化にしているのか。また、スラグにしているのか。

応答： 100パーセント資源化しています。

質疑： 第1期で事業費約65億円を使ったと思うが、施設に係る工事費はいくらか。

応答： 埋め立て槽と前処理施設の工事は別々に発注しています。

埋め立て槽は約40億円で、前処理施設は約16億円となります。

質疑： 埋め立て槽は何平米あるのか。

応答： 1.2ヘクタールです。

質疑： 前処理した後は埋め立て槽で散水するのはなぜか。

応答： 洗浄した水が付着したまま、埋め立て槽に入りますので、さらに散水することによって、付着した汚れを流し落とすためです。

質疑： 前処理の技術が上がると埋め立て槽での散水がなくなることはないのか。法律上ではクローズド型でも散水しないとイケないのか。

応答： 法律上では散水することになっています。

質疑： 前処理施設はコスト的にも効果的なのか。

応答： 費用面ではなくて、早期安定化のためが目的です。

6 所感

以上のおり最新のクローズド型最終処分場の視察を行いました。全国で初となる前処理施設で、ごみの早期安定化を図れることなどが確認でき、大変参考になりました。

今回の視察で得たものを今後の委員会審査の参考としていきたいと思っております。

- 1 視察日時 平成28年8月3日（水）
午前10時30分から 午前11時45分 まで
- 2 視察先及び視察事項
 - ・視察先 三重県鈴鹿市
 - ・視察事項 ごみ減量推進店等制度事業について
(事業の経緯、目的、概要、予算、今後の課題、実績と効果、運用内容等、現在と今後の取り組み事項)

3 視察の目的

所沢市では、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、環境教育学習施設や資源回収施設の開設、各奨励金交付制度による市民等への支援、事業者等への指導といった施策を展開することにより、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用に努めている。

鈴鹿市では、ごみ減量推進店等制度事業として、ごみ発生抑制と減量に関する取り組みを点数化し一定の点数に達した販売店・事業所・グループをごみ減量推進店（エコショップ）、ごみ減量推進事業所（エコ事業所）、ごみ減量推進グループ（エコグループ）に認定を行われていることから、委員会としての今後の審査等の参考とするため、視察を行った。

4 視察の概要

議長から歓迎の挨拶、松本委員長の挨拶の後、担当者から視察事項の説明が行われた。

この鈴鹿市ごみ減量推進店等制度については、廃棄物に関して店舗や事業者との認証制度である。

事業の経緯については、現在の分別の制度が確立されてきたのが平成9年であり、それを受けて、リサイクルに取り組んだ後は何かと考えたときに、ごみの発生量を抑えることの問題意識があがり、ごみ自体の発生を防ぐための方策は如何にということ廃棄物減量等推進審議会へ諮問を行ったところ、ごみ減量推進店等制度を導入すべきとの答申をいただき、平成13年度から制度を開始した。

目的としては自治体も消費者、販売店、事業者も一体となって発生抑制のため減量の推進を図っていくこと。

取り組みの概要としては、ごみ減量に取り組む市内の小売店の販売店だけではなく、すべての事業所、市民グループまで範囲を広げた。それらに対し、市が認定を行っている取り組みである。

販売店や事業所から申請を受け、審査後、基準を満たせば認定証を交付し、ステッカーを配付している。認定の期間は2年間で、毎年、実績報告書の提出をもらっている。継続して5年間、認定を受けた事業所等に対し表彰を行っている。

また市のホームページや広報などで認定された事業所等の紹介をしている。

予算については表彰状の用紙代や認定ステッカー作成費用である。

実績と効果については今年4月の人定数は小売店が15店舗、事業所が32、市

民グループが4で合計51団体等を認定している。

効果については検証が難しいが、事業系のごみの排出で考えると、このごみ減量推進店等制度により、増え方が抑えられているのかどうかは今後の検証していくことが必要と考えている。

今後の課題としては、毎年、実績報告書の提出をもらっているが、小売店からすると事務的な負担も大きいと話があったり、事業所からは、事業所としてのメリットはあるのかという疑問の声もいただいたりすることもある。

事業所のメリットとしては、市民に周知していくPRの役割は市として担えるが、それ以上は難しく思える。

今後の取り組みとしては、個別にどのような取り組みをしているのか、取材したり、事業者と懇談を重ね、その取り組みを詳しく市民に周知していくことが、今までなかなかできていないので、例えば広報などに1店舗ずつでも良いので取り組みを紹介できればと考えている。

ホームページ上では事業所名のみ公表となっているが、取り組みや写真などを入れて詳しく紹介するなど考えていますが、今後の課題である。

その後、質疑応答、赤川副委員長の御礼の挨拶を行い、鈴鹿市役所での視察を終了した。

5 質疑応答

質疑： 事業系ごみ減量の数値目標は持っているのか。

制度のメリットが事業者として、あまりないとの話であったが、答申の際には議論はなかったのか。

市で実績調査をしていないとのことだが、答申の際には実績調査も必要とあるが、位置づけなかった理由は何か。

応答： 平成27年度は2万178トンが実績で、それに対して本市の一般廃棄物処理基本計画におきましては、平成30年度に1万6,535トンまで減量していきましようという目標を掲げています。

メリットについて、会議録で確認するかぎりでは導入時に議論はとくはないようでした。むしろ広報で広く市民に周知することが、事業者にとってのメリットである考えで進んだようです。

行政の考え方として、この制度は強制的にするものではないということが会議録では多く話があったようです。あくまで協力を求める制度との考え方から、踏み込めなかったのではないかと思います。

質疑： この制度で、どのくらいの効果があったかは数字でないのか。

応答： 実績の報告を受けているため、この制度に参画している大規模店舗の資源化量などは把握できますが、それが全体の事業系ごみに対してどのくら

いの効果があるかは、把握が難しいところです。資源回収量としては、去年の実績報告では1年間で全ての事業所で90トンであります。その分、行政回収は減っております。

質疑： 認定ごみ袋の指定があるが、有料なのか。

応答： いわゆる有料化ではありません。10枚入り100円前後で販売しています。ごみ袋販売収入は市ではなく、事業者の収入になります。そのため、ごみ袋の販売にも市は関与していません。袋作成について市が許可しているだけです。

質疑： 焼却施設は何カ所あるのか。

灰溶融はしているのか。

ごみ袋作成を許可している事業者は何者あるのか。

応答： 焼却施設は市内1カ所で、灰はリサイクルをしていますが、溶融はしていません。ごみ袋作成を許可している事業者数は24あります。

質疑： 制度で取り組んでいることを、市民はどのような見方をしているのか。

応答： 消費者が啓発を受けるということでは、例えば店の入口あたりに認定証とステッカーが貼ってあるのを見て、取り組んでいることをわかってもらうことしか現在の制度ではないと思います。市民の方がそれで啓発を受けてということではなく、事業系ごみの減量が狙いになっていると思います。

質疑： 事業系ごみを減らすための要綱等はあるのか。また料金はいくらか。

応答： 料金は20キロごとに320円です。それを定めた要綱はありますが、事業系ごみ全体の減量にこのようにして取り組みなさいという要綱ではありません。

質疑： どのようなものを最終処分場で埋め立てしているのか。

応答： 容器包装プラスチックを平成22年度からリサイクルを開始した関係で、現在、埋め立てしているのは破碎して細かくした陶磁器、ガラス、ゴムなどのみです。

質疑： 最終処分場で水処理はしているのか。

応答： 普通のタイプの最終処分場で、遮水シートで漏れないようにして浸出水を処理して放流しています。

質疑： 事業者が回収した資源ごみは、事業者で処分すると思うが、事業者独自のものは事業者でやるべきものと思う。

事業者がやっている資源回収とは別に、協力店に収集の場としての提供をしてもらって資源を回収することも考えられると思うが所感について伺いたい。

応答： タイアップすることは今のところありませんが、実際にそのような協力

を得ている自治体はあると思います。例えばボタン電池などは店頭回収へという案内をしております。

質疑： 全体の資源をどれだけ資源として回収できるかという回収率の話になると、資源を回収していく機会を増やしていく。月1回の頻度では、資源化する機会が少ないと思う。協力店に働きかけ、役割を付加できないか。インセンティブを与えるような仕組みもあると思うがいかがか。

応答： そのようにしていきたいという考えはあります。

6 所感：

以上のおり視察を行いました。ごみの減量推進について、今後の周知方法等の課題などを確認することができ、大変参考になりました。今回の視察で得たものを参考とし、今後の委員会審査にしっかり反映していきたいと思っております。